主 文

本令上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人時田至の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条の上告 理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官